

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	公安委員会	
○落札者の決定 (入札課)	259	○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	262
○京都府健康増進事業費等補助金交付要綱の一部を改正する告示 (健康対策課)	〃	選挙管理委員会	
教育委員会		○選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決	264
○一般競争入札の実施	260	人事委員会	
		○職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	272

告 示

京都府告示第198号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年4月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 購入物品の名称及び数量
複写機用紙 (A 3 770箱 (1,155,000枚)、A 4 18,010箱 (45,025,000枚)、B 4 1,640箱 (4,100,000枚)、B 5 510箱 (1,275,000枚))
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 落札決定日
令和6年4月1日
- 落札者の名称及び所在地
村上紙業株式会社
京都市右京区西京極南庄境町39番地
- 落札金額
50,544,050円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和6年1月16日

京都府告示第199号

京都府健康増進事業費等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府健康増進事業費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府健康増進事業費等補助金交付要綱(昭和58年京都府告示第208号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第3条第1号中「(8)」を「(12)」に、「個別勧奨」を「無料検診」に、「表」を「4の表」に改め、同条第2号中「(9)」を「(13)」に、「表」を「4の表」に改める。

第9条及び第10条中「要綱」を「告示」に改める。

附則第1項ただし書を削る。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月16日から施行する。

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年4月16日

京都府教育委員会
教育長 前川 明 範

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府立京都すばる高等学校教育用コンピュータシステム賃貸借 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び業務仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和6年9月1日から令和9年8月31日まで

(4) 納入場所

業務仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び業務仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒612-8156 京都市伏見区向島西定請120
京都府立京都すばる高等学校
電話番号 (075) 621-4788
ファクシミリ番号 (075) 621-8997
電子メール (subaru-hs@pref.kyoto.lg.jp)

(2) 入札説明書及び業務仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年4月16日（火）から令和6年5月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付方法

原則として、アの期間に、京都府教育委員会又は京都府立京都すばる高等学校ホームページ（<http://www.kyoto-be.ne.jp/subaru-hs/mt/>）からダウンロードすること。

やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月1日（水）午前10時から

イ 場所

京都市伏見区向島西定請120
京都府立京都すばる高等学校管理棟2階会議室

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「賃貸借」一小分類「コンピュータ機器」

(2) 5の(2)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 直前5営業年度以内に、ネットワークを介してサーバと接続するパーソナルコンピュータ等の情報機器の販売、設置・設定及び保守・修理を含む賃貸借等の契約の履行実績を有すると認められる者であること。

(5) 納品後当該物品に係る保守、点検、修理その他のサービスを必要に応じて速やかに提供することができる者であること。

5 資格審査の確認手続

入札に参加を希望する者は、京都府立京都すばる高等学校長（以下「校長」という。）に確認申請書及び(3)に掲げる添付書類（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

イ 交付場所

2の(2)のイに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書等の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

(2) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

令和6年4月16日（火）から令和6年5月14日（火）までの間（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
なお、上記期間以外においても申請書等の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格確認の結果を通知することができないことがある。

(3) 添付書類

確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 4の(1)に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧（情報機器等の取引に関する履行実績調書）

ウ 取引使用印鑑届

エ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

オ 仕様書に定める提案書一式

(4) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 4の(1)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年4月30日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

6 資格確認結果の通知

資格確認の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

7 質問の受付・回答

入札者は、業務仕様書及び契約書案並びにその他の添付書類（以下「業務仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該業務仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に対して

質問書により説明を求めることができる（質問事項がない場合は、「なし」として質問書を提出すること）。質問書の記入方法については別紙「質問・回答について」を参照し、記載すること。ただし、入札後、業務仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

また、質問書及び回答書は、業務仕様書の一部として、入札条件となる。

(1) 質問書の提出期間等

ア 提出期間

5の(2)のイに同じ。

イ 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。

ウ 提出場所

2の(1)に同じ。

(2) 回答書

ア 回答日時

令和6年5月21日（火）予定

イ 回答方法

ファクシミリ又は電子メールにより回答

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年5月28日（火）午前10時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限等

(ア) 受領期限

令和6年5月27日（月）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

書留郵便を用いるものとする。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、賃貸借契約期間（36月）に対する総額とすること。

(4) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）を立ち会わせて行う。ただし、入札者等が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以

下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。
 イ 開札場所には、入札者等及び関係職員並びに立
 会職員以外の者は入場することができない。

(5) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わ
 ることができない。

ア 3に掲げる者及び4に掲げる資格のない者のし
 た入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反し
 た者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以
 下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範
 囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を
 落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

9 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合
 は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者か
 ら徴収する。

10 契約保証金

免除する。

11 その他

- (1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定める
 ところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦
 情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）
 に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結し
 ないこと又は契約の失効を停止し、若しくは契約を
 解除することがある。

12 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be rent
 Educational Computer Systems, Communication
 equipment for Local Area Net-work system, 1set
- (2) Rent period
 From 1, September, 2024 through 31, August, 2027
- (3) Time-limit for tender by mail (not e-mail)
 Mon 27, May, 2024
- (4) The time, date, and place for the opening of tender
 10:00 AM Tue 28, May, 2024
 Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Subaru High
 School
 120, Mukaijima Nishi jouuke, Fushimi-ku, Kyoto,
 Japan
- (5) Contact point for the notice
 An office room, Kyoto Subaru High School
 120, Mukaijima Nishi jouuke, Fushimi-ku, Kyoto,
 612-8156, Japan
 TEL (075) 621-4788 FAX (075) 621-8997
 E-mail (subaru-hs@pref.kyoto.lg.jp)

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第63号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和6年4月16日

京都府公安委員会
 委員長 増 田 壽 幸

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 型)	教習指導員審査(大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(中 型)	教習指導員審査(中 型)

準 中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(準 中 型)	教習指導員審査(準 中 型)
普 通 自 動 車 免 許	技能検定員審査(普 通)	教習指導員審査(普 通)
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 特)	教習指導員審査(大 特)
大 型 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(大 自 二)	教習指導員審査(大 自 二)
普 通 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(普 自 二)	教習指導員審査(普 自 二)
けん引免許(法第85条第3項のけん引自動車 で同項の重被けん引車をけん引している もの)	技能検定員審査(けん 引)	教習指導員審査(けん 引)
大 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(大型二種)	教習指導員審査(大型二種)
中 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(中型二種)	教習指導員審査(中型二種)
普 通 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(普通二種)	教習指導員審査(普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審 査 の 内 容		審 査 の 期 日	審 査 の 場 所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和6年6月3日(月)、令和6年6月4日(火)、令和6年6月5日(水)、令和6年6月6日(木)、令和6年6月7日(金)、令和6年6月10日(月)、令和6年6月11日(火)、令和6年6月12日(水)、令和6年6月13日(木)及び令和6年6月14日(金)	京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和6年5月7日(火)から令和6年5月17日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。)とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真(技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の前日6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚

ウ 運転免許証(受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの)

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面(規則第17条又は附則第3条第1項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの)

(4) 審査手数料

京都府警察手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第5号)別表第1に定める額を現金等により納付すること。

4 その他

- (1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課（京都府警察自動車運転免許試験場内）において配布する。
- (2) 審査当日は、運転免許証及び筆記用具を持参すること。
- (3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課教習所係（電話075-631-5181（代表）内線452）に行くこと。

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第23号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和6年4月16日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

裁 決 書

審査申立人

上記審査申立人から令和5年12月15日付けで提起された令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）の選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件申出」という。）について、亀岡市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が、令和5年11月24日付けで申立人の本件申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服とし、当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

審査申立書、異議申出書、反論書及び口頭意見陳述に基づき、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 本件選挙の開票作業において、疑問票整理係に回付される票数は1,120票程度であるべきところ、申立人

が撮影した動画で再度検証すると、1,140票程度存在することが判明し、不正な票の存在が認められる。また、(株)ムサシ製の自書式投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）の性能上、候補者分類係（分類機担当）から〔読取不能票〕候補者分類・点検係へ持ち込まれる最大の票数は780票程度であるところ、〔読取不能票〕候補者分類・点検係のカゴに置かれた各候補者の票の高さから890票程度と推定されること等、複数の不可解な部分があり、開票作業における不正な票の流れが推認される。

2 本件開票作業における疑問票整理係において、苗村候補のカゴに入った票束を計数機で計数後、桂川候補のカゴに戻すなど得票数の改ざんが行われているほか、無効票全数に対して疑問票整理係に運ばれてきた票数が異常に多く、疑問票整理係に大量に運ばれた読取不能票のほとんどが桂川候補の票であったことから、開票作業の不正が疑われる。

3 開票作業に用いられた分類機に関連し、保守のため派遣された(株)ムサシの社員について、市委員会はかかる社員と面識がない状況にもかかわらず、候補者分類係（分類機担当）の開票事務従事者（以下「従事者」という。）に交じって投票用紙を取り扱わせてほか、当該社員が従事者の作業を阻止し、読取不能票のカゴに票束を投入するなどの事務従事要領に反する行為を行っている。さらに、分類機下にノート型パソコンが設置されているが、分類機から出る読取不能票のほとんどが特定候補者に偏るように設定され、あるいは申立人の得票数データが改ざんされている。

4 候補者分類係（分類機担当）において、従事者が桂川候補のスタッカーから取り出した投票用紙の束に、申立人が撮影した映像で「井」と見える文字が確認でき、井上候補の票と思慮されるが、かかる票は桂川候補の氏名が貼られたカゴに入れられ、誤った票の取扱いがなされている。

5 疑問票整理係において、3票程度の投票用紙を開票作業の終了まで回付していないほか、付箋を付した投票用紙と思われるものを隠蔽する行為があった。

これらのことから、本件選挙には、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項に規定する選挙の結果に異動を及ぼす虞がある票の改ざん行為があったことを示すものである。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを受理し、市委員会に

弁明書及び関係書類等の提出を求め、市委員会、従事者及び分類機製造業者に聴き取り調査を行うとともに、申立人に対しては反論書の提出を求め、口頭で意見を述べる機会を与え、慎重に審理を行った。

法第205条第1項の規定によれば、選挙の効力に関する審査の申立てがあった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙管理委員会は、その選挙を無効としなければならないとされる。

同項に規定する「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)と解されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」(昭和29年9月24日最高裁判所判決)とされている。

こうした観点から、当委員会が申立人の主張について審理した結果は次のとおりである。

1 当委員会が認定した事実等

(1) 市委員会から提出された弁明書、関係書類並びに市委員会、従事者及び分類機製造業者への質問に対する回答によると、次の事実が認められる。

ア 本件選挙は令和5年10月22日に執行され、開票は、同日20時50分から同日22時10分まで、ギャラリーかめおかにおいて行われた。なお、本件選挙では、法第79条第1項により開票事務は選挙会事務に併せて行われ、同条第3項により開票管理者、開票立会人はそれぞれ選挙長、選挙立会人(以下「立会人」という。)とされ、開票に関する次第は選挙録中に併せて記載された。

イ 本件選挙における立会人については、候補者3人全員から届出があり、申立人が届け出たを含む3人全員が開票会場に参集した。

ウ 市選管は開票作業の開始前に立会人に対して作業の流れの説明を行った。なお、説明については各係の配置場所への案内とともに行おうとしたところ、口頭のみで良いと回答があったため、口頭のみにより説明を行った。

エ 開票は、選挙長(市委員会委員長)、本部11人(総括(同事務局長)及び事務局(書記)を含む)、開披係(投票箱開披指定職員)20人、開票係13人、候補者分類係(分類機担当)8人、第1整理係6人、第2点検係7人、計算係18人、〔読取不能票〕候補者分類・点検係4人、第2整理係2人、疑問票整理係6人から構成された。このうち、開披係はその他の各係から選出された職員が兼務しており、従事者計75人の体制で実施された。また、開票係、候補者分類係(分類機担当)、第1整理係

及び計算係の職員は第2点検係を兼務し、開票作業の進捗状況により第2点検係の事務に従事した。
オ 開票に当たって各係には次の役割が付与されていた。

(開披係)

- ・あらかじめ事務従事要領で指定された従事者は、投票所から投票箱を乗せた車が到着すれば、投票箱及び投票箱の鍵を確認した上で、選挙長及び立会人の前で投票箱を開き、所定のケースに投票用紙を格納するとともに、選挙長及び立会人が投票箱の空白を確認する。

(開票係)

- ・投票用紙が格納されたケースを開票台に運び、事務局の開票開始のアナウンスに従い、投票用紙の表裏・天地を揃えた上で、白票、無効票、疑問票は抽出しない状態で候補者分類係(分類機担当)に渡す。開票作業開始直後は全職員がこの作業を行う。

- ・点字票があれば点字票用の青カゴに入れて事務局に回付する。

(候補者分類係(分類機担当))

- ・2台の分類機により、投票用紙を候補者ごとに分類する。

- ・1台の分類機につき、開票係から送致された投票用紙を分類機にセットする者(1人)、分類機の12個のスタッカーのうち、Rのスタッカーを除く11個のスタッカーに振り分けられた投票用紙を取り出し、向きを揃えて各候補者、白票、読取不能票の所定のカゴに入れる者(1人)、所定のカゴ等に入れられた票を、第1整理係手前の整理台に置いてある候補者の名前を記載したカゴに入れて第1整理係へ送り、白票を疑問票整理係へ、読取不能票を〔読取不能票〕候補者分類・点検係へ回付する者(2人)の計4人を配置し、作業に当たる。
- ・分類機のスタッカーは、1から11まで附番されたもの及びRの12個存在し、それぞれ1及び2が申立人の票、3及び4が苗村候補の票、5及び6が桂川候補の票、9及び10が白票、11及び12が読取不能票、Rが再度分類機に投入する票と設定。なお、7及び8は未使用。

(第1整理係)

- ・候補者分類係(分類機担当)から回付された候補者ごとの投票用紙を概ね100票単位で輪ゴムにより結束し、第2点検係手前の各候補者名を記載したカゴに送致する。

(第2点検係)

- ・2人1組になり、投票用紙の点検処理を行う。
- ・2人のうち1人は、第1整理係から回付された概ね100票単位で結束された投票用紙に他の候補者名を記載した混同票がないかを点検し、輪ゴムにより結束する。
- ・2人のうち別の1人は、前者により点検された概ね100票の票束について、混同票がないかを再度

点検の上、2人ともが内容を確認し、問題がなかった票は計算係へ回付するため、輪ゴムにより結束し、計算係手前の整理台へ送致する。

- ・疑問票及び混同票があれば、テーブルに用意されたビニール袋に入れ、疑問票整理係に回付する。(計算係)

- ・2人1組になり、投票用紙の計算を行う。

- ・2人のうち1人は、第2点検係から送致される各候補者の票束が100票となっていないため、計数機を使用し100票とし、再度、計数機にかけて正確に100票であることを確認した上で、クリップで留め、別の1人に手交する。

- ・100票の票束を手交された2人のうち別の1人は、100票で束ねられた投票用紙を改めて計数機で計数し、枚数に誤りがないことを確認した上で、有効投票決定箋を付して輪ゴムにより結束し、第2整理係手前の整理台に置いてある各候補者の名が記載されたカゴに入れる。

- ・第2点検係から回付された際の票束の計数時において、100票に満たない端数の有効票は、輪ゴムで結束の上、計算係に備え付けられている付箋に枚数を記載し、候補者ごとに疑問票整理係に送致する。

(〔読取不能票〕候補者分類・点検係)

- ・候補者分類係(分類機担当)から送致された読取不能票を手作業により候補者別に分類し、正しく候補者ごとに分類されているか等を再度点検した上で、全て疑問票整理係に回付する。

- ・白票、疑問票及び無効票はそれぞれ所定のビニール袋に入れ、疑問票整理係へ送致する。

- ・本係に送致された投票用紙は、有効無効等に関係なく、全て疑問票整理係で計算する。

(疑問票整理係)

- ・候補者分類係(分類機担当)から送致された白票及び第2点検係から送致された疑問票及び混同票、計算係から送致された100票の束に計数した際の有効票の端数、〔読取不能票〕候補者分類・点検係等の各係から回付された疑問票及び無効票等を整理し、疑問票については決定箋を添付し、選挙長の決定を受け、有効票については係に設置された計数機により計算するとともに、無効票については無効事由別に分類・整理する。

(第2整理係)

- ・計算係において計算が終了した100票の投票用紙の束を候補者別に積み上げ整理するとともに、「得票集計表」に記入し、速報に対処する。

(所内速報・記録係(本部のうち4人))

- ・事務局が作成する投票終了、開票速報及び開票終了の報告を報道機関に配布し、開票所内・外の掲示板に掲示する。中間速報は22時を第1回とし、その後は30分おきの発表を原則とする。

- ・開票事務に関する写真撮影や報道関係者への対応、その他各種記録の整理・調整を行う。

カ 開票会場には、従事者のほかに、分類機の保守及び運用に当たる者として2名が滞在した。いずれも、市委員会の開票会場で使用される分類機の製造業者である(株)ムサシの社員であり、1名は従前から市委員会に入出入りしている営業担当部門の社員であり、1名は当日初めて亀岡市の開票会場に派遣されることとなった、分類機の保守運用を担当する社員であることが確認された。また、この2名は開票会場に立ち入る前に市委員会事務局を訪れ、(株)ムサシの社員であることを申し出た上で、市委員会から貸与された腕章を着用の上、開票会場に立ち入りをした。

キ 本府においては、(株)ムサシ製の分類機は亀岡市を含む15市町で採用され、そのいずれの市町においても契約段階で社員の派遣を求めている。

ク 各投票所における未使用の投票用紙の合計枚数と選挙録に記載の投票総数の和は、市委員会が作成した投票用紙の全数(74,100枚)と一致している。

ケ 本件選挙の投票者数は26,211人であり、その内訳は男12,599人、女13,612人であった。

コ 本件選挙の投票総数は26,211票であり、そのうち有効投票が25,737票、無効投票が474票であり、按分票及び持ち帰り票はいずれもなかった。

サ 無効投票の内訳は次のとおりである。候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したものが55票、2人以上の候補者の氏名を記載したものが1票、候補者の氏名のほか他事を記載したものが2票、候補者の何人を記載したかを確認し難いものが4票、白紙投票が272票、単に雑事を記載したものが98票、単に記号符号を記載したものが42票であった。なお、所定の用紙を用いないもの、被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの及び候補者の氏名を自書しないものについてはいずれも該当がなかった。

シ 疑問票整理係から立会人及び開票管理者(選挙長)に回付した際に、立会人からの異議はなかった。

ス 開票の終了前に事務局が各候補者の得票と決定した票の確認を促したところ、申立人が届け出た立会人は2束程度の確認をしたため、事務局がさらに確認しなくて良いか尋ねたところ、これ以上の確認は不要と明確に回答した。その後の選挙会においても、特に異議なく選挙録に署名した。

セ 開票作業において事務従事要領に記載された内容と異なる手順や指示が従事者以外からなされたり、大きなトラブルや混乱が発生したりすることはなかった。

ソ 亀岡市選挙会(以下「選挙会」という。)は、当選人の得票数を18,388票、申立人の得票数を1,732票、その他1名の得票数を5,617票とし、当選人の決定をした。

タ 上記コないしソについては、選挙録に記載されており、選挙録には選挙長のほか、全ての立会人

が選挙録の記載内容が真正であることを確認した上で署名が施されている。

チ 令和5年執行の亀岡市議会議員一般選挙及び同年執行の京都府議会議員一般選挙(亀岡市選挙区)における選挙争訟を踏まえ、従前は開披台側にしかなかった観覧席を、立会人の後方にも設置し、開票会場の両側から開票作業を見られるようにしたほか、従事者に対して上着を着用しないなどの注意喚起が行われた。

(2) 申立人の主張は、審査申立書、異議申出書、反論書及び口頭意見陳述に基づき要約すると、次のとおりである。

ア 候補者分類係(分類機担当)から〔読取不能票〕候補者分類・点検係へと持ち込まれた投票用紙の数は、自身が撮影した動画を分析すると6束であるが、分類機のスタッカーが130票で満杯となることから、送致された投票用紙の数は最大で780票程度であると考えられる。しかし、〔読取不能票〕候補者分類・点検係から疑問票整理係へ回付された投票用紙の数は、動画による自身の検証の中で各候補者のカゴに入れられた票の高さや疑問票の数(230票程度)を総計すると、少なくとも890票程度となり相違がある。したがって、事務従事要領と異なった票の動きがあり、開票における不正が考えられる(申立理由1)。

イ 午後9時47分時点で候補者分類係(分類機担当)及び〔読取不能票〕候補者分類・点検係及び第2点検係から疑問票整理係に送致され、当該係において存在していた票数は動画で検証すると1,100票であり、この時点で送致されているべき投票用紙の数である800票程度を大きく上回っていることから、票の隠蔽や不正な開票が考えられる(申立理由2)。

ウ 疑問票整理係において、従事者が苗村候補のカゴから取り出した投票用紙2束について、計数機で計数後、苗村候補のカゴに戻さず、1束を同係の他職員に手交、もう1束を桂川候補のカゴに入れている。したがって、投票総数と有効・無効投票数の一致及び選挙録への署名を理由とした市委員会の決定は誤りである(申立理由3)。

エ (株)ムサシの社員は事務従事要領に反して、候補者分類係(分類機担当)職員から票を無理やり引っ張るなどして、いきなり独自の判断で候補者名の記載されたカゴに投票用紙の束を入れている。また、市委員会は(株)ムサシの社員が投票用紙を取り扱うことや、誤った候補者のカゴに票束を入れることについて、折れた票があったので〔読取不能票〕候補者分類・点検係のカゴに入れるための作業であって不正とはいえないとするが、自身が撮影した映像を見る限り、破損したり折れたりした票があるようには見えず、作業補助の範疇を超えている。また、市委員会に対して、映像に映る(株)ムサシの社員の氏名を確認しても、名前を知ら

ず、当初初めて会った旨の回答をしたことからしても、そのような者が候補者分類係(分類機担当)の従事者と同様に投票用紙を取り扱い、事務従事要領に反する行為や誤った票の取り扱いをすることはあってはならない(申立理由4)。

オ 分類機の性能より、候補者分類係(分類機担当)から〔読取不能票〕候補者分類・点検係及び疑問票整理係へと送致された投票用紙の数は最大でも1,040余票であり、これに第2点検係から疑問票整理係に15回にわたって送致された疑問票(81票)を加えた「疑問票整理係において(当該時点において)扱われる理論上の投票用紙の最大数(1,120余票)」は、当該時点における疑問票整理係において確定した票の数(1,140余票)に満たない。また、21時47分時点での桂川候補の確定した得票と比較すると、読取不能票及び疑問票の大半が桂川候補の得票となること、分類機で分類された読取不能票の数に対して、無効票の数が少ないことから分類機自体が不正に操作されていると考えられる(申立理由5)。

カ 分類機で分類された読取不能票が、桂川候補に偏ることや、疑問票整理係に回付された票数に対して無効票が相対的に少ないことは、分類機の性能上あり得ないことから、分類機に接続されたパソコンのデータが改ざんされていると考えられる(申立理由6)。

キ 申立人が撮影した画像を検証すると、市委員会はあえて疑問票整理係に置かれた票を送致することに使用するカゴや候補者氏名の名札が貼られていないカゴに白いフィルムを貼り、意図的に観覧席等からカゴの中を見えないように細工している(申立理由7)。

ク 疑問票整理係において、従事者が付箋を付した投票用紙と思われるものや、3票程度の投票用紙を、開票作業の終了まで回付しておらず、付箋の束を票の上にするなどして票を隠蔽した(申立理由8)。

ケ 本件選挙において使用された分類機において、読取不能票及び白票のスタッカーの数が過去の選挙と比較し増設されており、大量の白票や読取不能票が出回ることが予測されていたと考えられる。また、候補者分類係(分類機担当)において、従事者が桂川候補のスタッカーから取り出した投票用紙の束には、申立人が撮影した映像を拡大すると、四角く四辺が突き出て、中に白抜きが確認できる文字があり、申立人の苗字の一部である「井」であると考えられるが、かかる票は桂川候補の氏名が貼られたカゴに入れられており、その後も申立人の票としては扱われなかった(申立理由9)。

(3) 市委員会の弁明を、提出された弁明書に基づき要約すると、次のとおりである。

ア 市委員会は原決定を行ったことは認める。

イ 原決定において「異議申出をする理由がない。」と判断したことは認める。

ウ スタッカー6から票を取り出したことは認める。ただし、その票が井上候補の票であることは断定できず、井上候補の票が桂川候補の票として改ざんされていたとの主張は否認する。

エ 疑問票整理係の従事者による票の隠蔽は否認する。

オ 市委員会が原決定により、申立人の法的権利及び名誉を侵害したことは否認する。

カ 原決定に対し、申立人が審査申立てを提起したことは認める。

キ 申立理由1及び2について、本件開票作業においては、計算係及び疑問票整理係において計数機で投票用紙を1束100枚と計数しており、「読取不能票」候補者分類・点検係が扱う投票用紙の束は、1束が100枚とは限らない。また、疑問票整理係には、候補者分類係(分類機担当)から白票が、「読取不能票」候補者分類・点検係から(分類機における)読取不能票が、第2点検係ほかから疑問票が送致されるが、それらの票が、申立人が主張する1,100票であることは、画像から判断できない。

ク 申立理由3について、疑問票整理係が苗村候補の100票を隠蔽しているとしているが、申立人が撮影した動画からはどの候補者の票をどの候補者のカゴに戻したのかは判別できない。

ケ 申立理由4について、候補者分類係(分類機担当)の従事者に確認したところ、(株)ムサシの社員が従事者から票を無理やり引っ張った行動は記憶に残っていなかった。かかる従事者は分類機に票を投入する役割を担当しており、(株)ムサシの社員からは、分類機に票を投入する前に、折れた票や破れた票がないかを確認し、そのような票があった場合は分類機が停止する可能性があるため、分類機に票を投入しない方がよいことを助言されていた。そのため、折れた票があったので「読取不能票」候補者分類・点検係のカゴに入れようとしたが、その作業を(株)ムサシの社員が行ったものと推測される。なお、「読取不能票」候補者分類・点検係に送付された票は全て手作業で分類される。

コ 申立理由5について、上記キのとおり、前提として「読取不能票」候補者分類・点検係では票数を計数しておらず、複数の係から疑問票整理係に送致された票には無効票として計上するもの、各候補者の有効票として計上するものが混在した状態であること、読取不能票に対して無効票の数が少ないことも、選挙ごとに開票結果及び開票状況が異なることは明らかである。

サ 申立理由6について、当該パソコンは、分類機本体と接続してのみ使用するものであり、投票用紙を読み取り、記載内容によって指定するスタッカーに振り分けるという作業を行うための指示を出すことのみで使用され、投票用紙の計数は、計

算係及び疑問票整理係で行われる。

シ 申立理由7について、開票作業で使用するカゴは進捗状況に応じていずれの係でも使用できるよう、ほぼ同様のものを用意しており、候補者氏名の用紙を透明の養生テープで固定したカゴ以外に、疑問票整理係に一つだけ白いフィルムを貼ったカゴを置くことは考えられず、疑問票整理係の従事者に確認したところ、そのようなカゴの存在を認識している者は皆無であった。

ス 申立理由8について、申立人が撮影した動画等によれば、不要な決定箋に付箋が貼られたものであると考えられる。計数係で計数された票数と疑問票整理係で計数された票数の和は、選挙録に記載した投票総数と一致しており、さらに、投票総数と残票確認調書で把握する未使用の投票用紙との和は、市委員会が作成した投票用紙の総数と一致していることから、投票用紙の隠蔽はない。また、疑問票整理係において隠蔽されたと申立人が主張する3票は、投票用紙ではなく、無効となった投票用紙を無効事由ごとに分類し、票数を確定し、それらの投票用紙の一番上に添付する無効投票決定票である。本件開票においては、無効投票の事由のうち3つの無効事由は該当がなく、3枚の無効投票決定票は使用しなかったために片付けたものである。

セ 申立理由9について、スタッカーの設定は候補者の数等を基に判断しており、本件選挙においては候補者が3名であったことから、12のスタッカーを有効に活用する設定を考えたところ、最も効率よく分類機を作動させるために候補者3名、白票及び読取不能票を各2スタッカーずつ配置すべきと判断したものである。また、申立人が撮影した画像に写る票に記載された文字を読み取ることはできず、少なくとも申立人の主張する隠蔽行為は存在しない。

ソ アからセまでにより、申立人の主張に理由はなく、市委員会が行った原決定に誤りはない。

2 当委員会の判断

当委員会が、1(1)において認定した事実、1(2)の申立人の主張、1(3)の市委員会の弁明及びその後の審理関係人への質問を基に審理した結果は、次のとおりである。

(1) 申立理由1及び2について

申立人は、分類機の性能や動画から分析した回付された票束の状況から、「候補者分類係(分類機担当)から「読取不能票」候補者分類・点検係へと持ち込まれた投票用紙の数と疑問票整理係へ回付された投票用紙の数に相違がある」こと、ある時点において動画解析により、「疑問票整理係に存在していた票数と疑問票整理係に送致されているべき投票用紙の数に差があり」、票の隠蔽や不正な開票が考えられる旨を主張する。

本件選挙における開票作業については、あらかじめ

め作成された事務従事要領に基づけば、候補者分類係（分類機担当）において、開票係から送致された投票用紙を分類機に投入し、分類機の各候補者等のスタッカーに振り分けられた票については、向きを揃えて各候補者のカゴに入れ第1整理係に送致するとともに、それらの票の計数は第1整理係及び第2点検係を経て、計算係で計数されることとなる。スタッカーに振り分けられた票のうち、白票については疑問票整理係へ、読取不能票については〔読取不能票〕候補者分類・点検係へ送致され、〔読取不能票〕候補者分類・点検係に送致された票は候補者ごとに分類又は疑問票等に分別されたのち、全て疑問票整理係に送致され、疑問票整理係において票数の計数がされる。また、疑問票整理係においては、〔読取不能票〕候補者分類・点検係から、候補者別又は疑問票に分類された読取不能票が全て送致されるとともに、候補者分類係（分類機担当）から白票の束が、第2点検係から疑問票又は混同票が、計算係から1束を100票ちょうどとした際の端数票がそれぞれ送致されることとなる。

疑問票整理係の従事者からは、従来の選挙と比較し、殊更に疑問票が多く送致されたと感じたことや、事務従事要領と異なる経路で大量の疑問票等が送致されたことはない旨の証言があり、また、当委員会において、申立人が撮影した動画及び画像を精査したところ、申立人の主張を裏付ける正確な投票用紙の枚数を確認することはできなかった。

この点、申立人は、分類機の性能上スタッカーから取り出され、候補者分類係（分類機担当）から〔読取不能票〕候補者分類・点検係に送致される票束は、1束当たり130票程度が最大であることから、〔読取不能票〕候補者分類・点検係から疑問票整理係へ回付された投票用紙の数と相違する旨等を主張する。

そもそも、申立人の主張の根拠となる数値の根拠は、〔読取不能票〕候補者分類・点検係に備え付けられたカゴに入れられた計数前の票の高さによるものや、疑問票整理係に従事者が送致してきたカゴに入った計数前の票の移動を目視により計算したものであって、正確な計算はなされていない。

また、計算係で計数された各候補者の票数と疑問票整理係で計数された票数の和は、選挙録に記載した投票総数と一致しており、仮に申立人の主張する特定の候補者の票数の不正な扱いがあったとすると、市委員会であらかじめ作成した本件選挙の投票用紙の作成枚数、各投票所で報告された未使用の投票用紙の数及び選挙録に記載された投票者数に不整合が生じることとなるが、そのような事実も認められない。

以上のことから、申立人の主張は、動画や画像による票の移動や票の高さの目視による計算が根拠となっているものであり、その主張を裏付けるだけの証拠がなく、正確性に欠けるほか、本件選挙の開票作業における不正な開票を具体的に示すものではない。

いため、申立人が主張する申立理由1及び2に理由はない。

(2) 申立理由3について

申立人は、疑問票整理係の従事者が苗村候補のカゴから取り出した投票用紙2束について、計数機で計数後、苗村候補のカゴに戻さず、1束を同係の他職員に手交、もう1束を桂川候補のカゴに入れる不正を行っている旨を主張する。

市委員会が作成した事務従事要領によれば、〔読取不能票〕候補者分類・点検係に持ち込まれた読取不能票は、候補者別に分別された場合も全て疑問票整理係に送致され、疑問票整理係において計数機にかけることとされている。

当委員会において、申立人から提出された動画及び画像を慎重に確認したが、3名の候補者の名札が付いたカゴは横並びとなっており、かつ、側面とほぼ同じ高さから撮影されていることから、動画及び画像からは票をどの候補者のカゴに戻したのかは判別することができなかった。

また、従事者への確認によれば、特定の候補者の氏名が記載された投票用紙を抜き取ったり、別の候補者のカゴに入れたりすることはなかったとのことである。誤って別の候補者のカゴに入れた後で、正しいカゴに入れ直すこともなかった旨の証言もあり、開票作業は事務従事要領に記載されたとおりに行われていることが認められる。

申立人の主張は、本件選挙における当選者の得票数等の事情を根拠とするものと考えられるが、開票の終了前に市委員会事務局が各候補者の得票と決定した票の確認を促し、申立人が届け出た立会人が2束程度の確認をしたのみであり、市委員会事務局が更なる確認を促してもなお、それ以上の確認は不要と明確に回答し、選挙録に署名していることからすれば、立会人としては、票束を別の候補者の票とするような従事者の不自然な動きを認知することはなかったものといえ、このことから申立人の主張から得票数の改ざんが行われたと推認することはできない。

したがって、申立人から提出された動画及び画像によっても苗村候補の票が桂川候補に入れ替えられたとは判断できず、他にこれを認めるに足りる明確な証拠もないことから、申立人の主張は採用できず、申立理由3に理由はない。

(3) 申立理由4について

申立人は、(株)ムサシの社員が事務従事要領に反して、候補者分類係（分類機担当）職員から票を無理やり引っ張るなど、作業補助の範疇を超え、独自の判断で候補者名の記載されたカゴに投票用紙の束を入れる不正行為があった旨及び市委員会は、氏名を知らない当該社員に候補者分類係（分類機担当）の従事者と同様に投票用紙を取り扱わせ、事務従事要領に反する不正な開票行為や誤った票の取り扱いがあった旨を主張する。

亀岡市と㈱ムサシにおいては、本件選挙における投票用紙読取分類機を使用するための候補者ファイルを作成すること並びに本件選挙の開票作業に際して、分類機の設置・設定・運用業務及び市職員への操作説明・作業補助等を行うための担当者（2名程度）を開票所に派遣することを内容とする、「投票用紙読取分類機候補者ファイル作成等業務」契約が令和5年8月23日付で締結されている。

申立人の撮影した画像からは、申立人の主張のとおり、㈱ムサシの社員が投票用紙に触れ、これを取り扱った事実が認められる。この点、先の契約には、㈱ムサシの社員による分類機の設定のほか、分類機を円滑に運用するための開票会場における操作説明や作業補助も含まれているところであり、同社製の分類機における紙詰まり等のトラブルを未然に防ぐ目的で、同社の社員が補助的に票の投入作業を阻止したり、スタッカーに入った票束を取り扱ったりすることは、作業補助の一環として特段不合理なものであるとはいえない。

また、申立人は市委員会が名前も知らない社員が開票会場で票を取り扱うことが不正開票である旨を主張する。この点、市委員会及び㈱ムサシへの聞き取りによれば、市委員会と同社の事前調整は、告示日後の候補者確定以降、短期間で行う必要があったことから、市委員会を担当する営業担当社員との間で主に電話やメールにより行われており、投開票日前において両者の担当者間で顔を合わせることなく調整が行われていたこと、投開票日当日においては、開票会場には営業担当社員及び機械の保守・運用等担当社員の計2名が派遣され、当該社員は2名揃って市委員会事務局に挨拶し、市委員会が作成する腕章の交付を受けた上で開票会場に立ち入り業務に従事したことが確認されたところであり、あらかじめ両者調整の上、当日も市委員会において同社社員を確認した上で開票会場に立ち入らせており、市委員会が同社社員の名前を知らないことだけをもって、同社社員が開票会場で票を取り扱うことをもって不正開票であるとまではいえない。

加えて、㈱ムサシ製分類機は府下15市町に導入されており、いずれの団体も亀岡市同様に社員の派遣を求め、実態に多少の差異はあるものの開票会場に立ち入ることがあることからしても、㈱ムサシの社員と委員会との契約内容について、殊更、亀岡市のみ特異的な契約がされているとまでは断定することはできない。

なお、申立人は㈱ムサシが補助作業を行うこととなった原因である、折れた票の存在が動画からは確認できなかったことを主張するが、申立人の提出する画像からは、そのような票の存在の有無について判断することはできない。

以上のことから、申立人の主張する、市委員会と㈱ムサシの間の契約内容及び当日の作業内容に不合理な点は認められず、申立人の提出する画像によっ

ても不正な開票作業があったとすることを裏付ける具体的な証拠とはならず、申立理由4に理由はない。

(4) 申立理由5について

申立人は、分類機の性能を踏まえると、ある時点において候補者分類係（分類機担当）から〔読取不能票〕候補者分類・点検係及び疑問票整理係へと送致された投票用紙の数に第2点検係から15回にわたって送致された疑問票（81票）を加えた、疑問票整理係において扱われる理論上の投票用紙の最大票数（1,120票）は、当該時点において疑問票整理係において確定した票数（1,140票）に満たないため不正な票の流れがあること、21時47分時点での桂川候補の確定した得票数を比較すると、読取不能票及び疑問票の大半が桂川候補の得票となること、分類機で分類された読取不能票の数に対して無効票の数が少ないことから分類機自体が不正に操作されている旨を主張する。

本件選挙の開票作業については、上記「(1)申立理由1及び2について」で既に述べたところであるが、疑問票整理係においては、〔読取不能票〕候補者分類・点検係から、候補者別又は疑問票に分類された読取不能票が全て送致されるとともに、第2点検係から疑問票又は混同票が、計算係から1束を100票とした際の端数票がそれぞれ送致されるが、それら疑問票整理係に送致される票は各係において事前に計数されておらず、疑問票整理係において計数されることとなる。

申立人から提出された動画を確認したところ、申立人の主張を裏付ける正確な票の枚数は確認できず、第2点検係から15回にわたって疑問票整理係に持ち込まれた票の枚数が合計81票である根拠についても、申立人の目視による計算に基づくものである。さらに、疑問票整理係の従事者への聞き取りにおいても、従来の他の選挙と比較し、殊更に疑問票等が多く送致されたと感じたこと、事務従事要領と異なる経路で大量の疑問票等が送致されたことはないとの証言もあることから、申立人の主張する票数の不一致に関する主張には明確な根拠はない。

また、上記「(1)申立理由1及び2について」同様、計算係で計数された各候補者の票数と疑問票整理係で計数された票数の和は、選挙録に記載した投票総数と一致しており、仮に申立人の主張する特定の候補者の得票の改ざんや隠蔽があったとすると、市委員会であらかじめ作成した本件選挙の投票用紙の作成枚数、各投票所で報告された未使用の投票用紙の数及び選挙録に記載された投票者数に不整合が生じることとなるが、そのような事実も認められない。

さらに、分類機で分類された読取不能票の数に対して、無効票の数が少ないことから分類機自体が不正に操作されている旨主張するが、選挙の候補者数や選挙の種類によって、無効票の割合が異なることは当然であって、無効投票率についても何ら不自然な点はない。

以上のことから、疑問票整理係における作業において、不自然な票の流れがあると認めるに足りる証拠が示されていないほか、申立人が根拠として示した動画や画像による票の移動や票の高さからは正確な票数の把握ができず、本件選挙の開票作業における不正な開票を具体的に示すものではなく、申立理由5に理由はない。

(5) 申立理由6について

申立人は、読取不能票のスタッカーから出る読取不能票がほとんど特定の候補者に偏ることや無効票が少ないことは、理論上も分類機の性能上もあり得ず、精度に疑義があるのは、当該分類機下に設置されたパソコンによりデータを改ざんして票の分類を不正に操作しているためである旨を主張する。

机下に設置されたパソコンは、事前に設定したプログラムにより分類機で読み取った投票用紙の記載内容によって、各候補者のスタッカーに振り分ける分類機の作業を実行することにのみ使用され、各候補者の得票の計数や記録を含むその他の機能は一切なかったとのことであった。

したがって、申立人が主張するデータの改ざんはできないほか、仮に申立人の主張するように、当該パソコンの設定を変更し、特定の候補者の氏名が記された投票用紙を別の候補者のスタッカーに振り分ける場合には、分類機を完全に停止させた上で、机下にあるパソコンを数十分程度操作する必要がある。そのような操作を行えば一部の開票作業が数十分完全に停止することとなるが、開票作業時においてそのような状況は発生しておらず、立会人等においてもそういった指摘がなされていないことからすれば、開票作業中にそのような設定がされたと考えるのは困難である。

また、読取不能票及び無効票は、候補者の数や候補者の氏名等及び選挙の種類等によって増減するものであり、かかる主張は自身の経験則によるものであって、蓋然性があるとは認められないから、採用することができない。

このため、計数や記録に係るデータの改ざんがあったとは認められず、また、机下に設置されたパソコンによって、開票作業中に分類機の設定を変更したことは認められないから、申立人が主張する申立理由6に理由はない。

(6) 申立理由7について

申立人は、疑問票整理係に置かれた票を送致するために使用するカゴや候補者氏名の名札が貼られていないカゴに市委員会が意図的に白いフィルムを貼り、意図的に観覧席等からカゴの中を見えないように細工し、不正開票をしている旨を主張する。

市委員会においては、各係に投票用紙を送致すること等に使用する、緑色のメッシュ地のカゴと青色のメッシュ地のカゴを準備していた。その後の調査においても、開票会場で使用したカゴの実物を確認したところ動画内に確認できるものと同じ外観・規

格であったが、白いフィルム等は貼られていなかった。また、市委員会への聞き取りによれば、開票作業において、白いフィルムで周囲を囲ったカゴを準備する必要が一切ないとのことであった。

また、観覧席から申立人が撮影した画像からは、カゴにフィルムが貼られているか確認することはできない。

以上のことから、申立人の提出した画像等から白いフィルムが貼られたカゴの存在を確認することはできず、仮にそのようなカゴが存在していたとしても、それをもって選挙の結果に異動を及ぼす虞がある明確な証拠とはいえないから、申立理由7に理由はない。

(7) 申立理由8について

申立人は疑問票整理係において、従事者が付箋を付した投票用紙と思われるものや、3票程度の投票用紙を、開票作業の終了まで回付しておらず、付箋の束を票の上に置くなど隠蔽している旨を主張する。

本件選挙の開票作業においては、候補者分類係（分類機担当）から各候補者の有効票として第1整理係及び第2点検係に回付された投票用紙の票束は、その後計算係において100票単位に計数されるが、計数時において100票に満たない端数の有効票は、輪ゴムで結束の上、計算係に備え付けられている付箋にメモとして枚数を記載し、候補者ごとに疑問票整理係に送致することが事務従事要領で定められている。

申立人が投票用紙の隠蔽を行っている指摘している候補者分類係（分類機担当）の従事者に、申立人から提出された動画を示した上で、何の目的意思を持ってかかる行為をしているか確認したところ、疑問票整理係に送致された端数の投票用紙にその枚数をメモとして記載し、貼付する付箋を不要な決定箋等と一緒に片付けているところである旨の証言があった。また、別の疑問票整理係の従事者にも同様に申立人から提出された別の動画を示し、行為の内容について確認したところ、取り扱っているものは無効投票の事由を示すカード（無効投票決定票）であり、本件選挙における無効投票に該当のないものが数枚あったため、使用しなかった無効投票決定票を片付けているところである旨の証言が得られた。

疑問票整理係の従事者が証言した決定箋及び無効投票決定票の実物を確認したところ、大きさ及び色合いが申立人から提出された動画と概ね一致するものであり、また、選挙録を確認したところ、無効投票の事由のうち三つは該当がなかった。

以上のことから、申立人の主張する投票用紙とされるものは決定箋及び無効投票決定票であるとするのが相当であり、申立人の主張は採用できず、申立理由8に理由はない。

(8) 申立理由9について

申立人は自身が撮影した映像及び画像を拡大すると、候補者分類係（分類機担当）の従事者が桂川候

補のスタッカーから取り出した投票用紙の束に、四角く四辺が突き出て中に白抜きが確認できる文字があり、申立人の苗字の一部である「井」と考えられるが、かかる票は桂川候補の氏名が貼られたカゴに入れられ、その後も申立人の票としては扱われなかったため、開票作業に不正がある旨を主張する。

候補者分類係（分類機担当）の従事者に申立書の画像を基に確認したところ、特定の候補者の氏名が記載された投票用紙が他の候補者のスタッカーから大量に出ることはなかったこと、スタッカーから取り出された投票用紙は別のスタッカーから取り出されたものと混ぜることなく、所定のカゴに入れた旨の証言がされた。一方で、申立人の撮影した動画や写真からは投票用紙の記載内容を読み取ることはできず、票の隠蔽が行われたと推認するに足りる明確な証拠は示されていない。

また、申立人は、自身の票が桂川候補の票のカゴに入れられ、その後も井上候補のカゴに戻されなかった旨を主張するが、第2点検係において混同票の確認が2人の従事者により2回行われることからしても誤った取扱いがされ続けることは認め難い。

さらに、上記「1当委員会が認定した事実等」の(1)ウ及びスのとおり、市委員会は開票作業の開始前に立会人に対して、開票作業の流れの説明を行っており、また、開票終了前に申立人が届け出た立会人が2束程度の票束を確認し、それ以上の確認は不要と回答しており、その後の選挙会においても、特に異議なく、申立人が届け出た立会人を含む全ての立会人が署名をしている。

以上のことから、立会人において自由に有効投票とされた投票用紙の束を確認する機会があったことや従事者から開票終了前の最終的な説明がされた際、投票用紙の確認を促され、申立人により選任された立会人は有効と判断された投票用紙を2束程度確認し、それ以上の確認を促されても確認せず、全体を目視し票の確認をしたことは、上記「1当委員会が認定した事実等」において認定をしたとおりであるから、申立人の主張は前提を異とするものであるといわざるを得ない。

翻って、投票用紙は分類機による分類を経た後、従事者により点検が行われていること等の開票作業の実情に鑑みれば、本件選挙において申立人の有効投票の判断に誤りがあると疑うに足りる事情があるということとはできない。

このほか、申立人の提出する他の証拠によっても、本件選挙において選挙の規定の違反があったというべき事由を認めることはできず、選挙の結果に異動を及ぼす虞があったことを認めるに足りる証拠もない。

以上の審理の結果、申立人が選挙無効の理由とする主張にはいずれも理由がなく、採用することはできない。よって、主文のとおり裁決する。

令和6年4月9日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

人 事 委 員 会

職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月16日
京都府人事委員会
委員長 坂田均

京都府人事委員会規則106—829

職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員のへき地手当等に関する規則（京都府人事委員会規則6—36）の一部を次のように改正する。

別表第1のその1の表中

南丹市立美山小学校	南丹市美山町島島台52
宮津市立養老小学校	宮津市宇岩ヶ鼻132

を

南丹市立美山小学校	南丹市美山町島島台52
-----------	-------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員のへき地手当等に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。